

# 「ラシックパサージュ」 イベントスペース

## 利用細則

LAHI

## 「ラシックパサージュ」 イベントスペースご利用にあたって

ラシックパサージュのご利用にあたって、会場設営・催物開催及び運営は、安全かつ効率的に行ってください。ご利用されるすべての関係者の方々に「利用細則」を周知徹底していただき、遵守くださいますようお願いいたします。

### I N D E X

会場計画・設営上の注意

防火・防災管理要領

喫煙・裸火の使用・危険物の持込み

電気工事施工上の注意

原状回復

## 会場計画・設営上の注意

### 1. 安全確保

- ・来場者、主催者・関係者の安全を常に心掛けて、会場を計画・設営をしてください。

### 2. スケジュール

- ・設営及び撤収の時間もイベントスペース利用申込時間に含めて、全体スケジュールを立ててください。

### 3. 避難通路の確保

- ・会場内には、災害時の避難のための通路として、催物の性格や規模に応じて十分な幅員を確保した主要及び補助避難通路を設置してください。
- ・主要避難通路は、幅3.0 m以上確保し、避難口・出入口に直通させてください。
- ・補助避難通路は、幅1.2 m以上確保し、主要避難通路に接続させてください。
- ・避難口への主要避難通路は、容易に避難口を見通せるようレイアウトしてください。
- ・避難通路は、行き止まり（袋小路）をつくらないようにしてください。
- ・避難通路や避難口には、避難の支障となる設備や物を設置しないでください。
- ・安全のため、なるべく電気ケーブル等が避難通路を横断しないように計画・施工してください。避難経路を横断する場合は、つまずき、転倒等避難障害とならないようスロープ等の保護による安全措置を施してください。

### 4. 防災設備周辺の維持管理

- ・屋内消火栓設備、消火器、自動火災報知設備、誘導灯及び排煙スイッチ等防災設備の周辺には、展示物、装飾物を置かないでください。

### 5. 展示用パネルの高さ制限

- ・展示用パネルを設置する際は、誘導灯が見通せるように、展示用のパネルの高さは原則2.1 m以下としてください。

### 6. 装飾部分

- ・装飾材料は、不燃性、準不燃性、難燃性のものを使用してください。
- ・カーペット、カーテン、布製装飾物、展示用ベニヤ板等は防災処理を施した「防災」表示のある防災物品を使用及び使用が義務づけられています。
- ・装飾材料を使用する場合は、図面に防災物品の認定番号を必ず記載してください。
- ・利用開始日に防火・防災管理者が防災物品を確認します。

## 7. 消火器の設置

- ・消火器は利用開始日から設置し、歩行距離20.0mごとに1本となるように設置し、使用方法等を明示した標識を提出してください。
- ・ホール既設の消火器で条件を満たせない場合は、必要本数を用意してください。

## 8. 天井張り、屋根付き展示・装飾物の禁止

- ・天井張り、屋根付き展示・装飾物の設置は、原則として禁止します。
- ・必要により天井を設ける場合は、スプリンクラー散水障害とならないよう対策を施してください。

## 9. 2階建て展示の禁止

- ・2階建て展示は、原則として禁止します。

## 10. 搬出入、設営時における床の養生

### ・搬出入

- a 床材は、非常に傷つきやすくなっています。搬出入の際は、必要に応じた床養生を行ってください。
- b 物品を移動する際は、持ち上げての移動、台車に乗せての移動を行い、引きずって移動して床を傷をつけるなど損傷をあたえる恐れのある行為はさけてください。

### ・設営

- a 展示・装飾のための作業を行なう場合で、床を傷つけるなど損傷をあたえる恐れのある場合は、その部分を養生してください。
- b 展示・装飾物の金属部分が直接床に接する場合は、必要に応じその部分を養生してください。
- c 重量物の設置にあたって、床に集中荷重がかかる場合は、重量が分散するような措置をとり養生してください。

### ・粘着テープ使用の制限

床面へ粘着力の強いテープを直接貼る等、床に跡が付く恐れのある行為はご遠慮ください。やむを得ずテープを使用する場合は、粘着力の弱いマスキングテープ等の養生テープをご使用ください。

### ・禁止事項

床面への釘打ち・ネジ止め等、床を傷つけるなど損傷をあたえる恐れのある行為はご遠慮ください。

## 11. 天井面バトン設備の使用

- ・イベントスペース天井面には、バトンが設備されています。天井からの展示・装飾物の吊り下げを希望する場合は、事前にご相談ください。

## 防火・防災管理要領

はじめに

- (1) 火災予防に関する消防上の規制は大変多岐にわたっております。したがって、催物を計画、開催するにあたっては、様々な法令・条例・規則等に抵触しないよう早めに弊社に相談し、無理のない計画を進めるよう心掛けてください。
- (2) 届出・申請は、利用開始日の2週間前までにお願いします。

### 1. 自主防火管理

- ・主催者の皆様におかれましては、催物開催に際して、災害の未然防止と来場者の安全確保を図るため、この「防火・防災管理要領」を遵守するとともに、スタッフ等関係者への周知徹底をお願いします。

### 2. 防火責任者の選任

- ・催物に係わる防火責任者を主催者側から選任し、積極的に防火管理業務にあたらせてください。防火責任者は、利用期間中常駐し、責任をもって利用施設並びに催物の火災予防に努めるとともに、特に就業時の火元の点検を確実にこなしてください。

### 3. 自衛消防隊

- ・ラシックでは、非常時に備え自衛消防隊を編成しています。主催者側においても、催物の規模に応じて自衛消防隊を組織し、災害発生時には、ラシック自衛消防隊指揮のもと、通報連絡、避難誘導、初期消火、救護等の活動を遂行していただきます。
- ・消火器の設置場所・使用方法、避難誘導の際の避難口・避難経路・避難方法等について周知をお願いします。

### 4. 火災・救急対応

- ・火災又は救急事案発生時は、地下1階 防災センターへ連絡してください。  
【地下1階 防災センター 連絡先：052-262-6152】
- ・AED設置場所を確認して下さい。AED設置場所は、地下1階 従業員エレベーターホールです。

## 禁煙・裸火の使用・危険物の持込み

### 1. 禁止行為の解除

名古屋市火災予防条例第28条第1項本文の規定により、会場内での「喫煙」「裸火の使用」「火災予防上危険な物品の持込み」は禁止とされています。これらの行為を行う必要がある場合は、事前にラシック担当と打ち合わせ後、中消防署に「禁止行為解除に関する申請書」を提出し、中消防署長の認定が必要になります。

### 2. 主要な禁止行為

- ・電熱器の使用
- ・マッチ、花火の持込み
- ・ガソリン、灯油、軽油等の持込み
- ・塗料、接着剤の持込み
- ・ガスボンベ、ガスバーナーの持込み

## 電気工事施工上の注意

電気保安の必要上、催物関係の電気工事施工においては、下記事項を周知徹底させ、厳守してください。

- ・電気工事施工にあたっては、自家用電気工作物保安規程、電気設備技術基準、消防関係法令等に基づき施工するとともに、ラシック内装管理室電気設備担当者（以下「電気設備担当者」という。）の指示に従い施工してください。
- ・電気工事業者は、現場責任者及び保安要員を定め、使用14日前までに所定の届出書類を提出し、承認を受けてください。また、届出内容に変更が生じた場合は、電気設備担当者に速やかに届出を行い、その承認を受けてください。
- ・電気工事業者は、イベント用分電盤開閉器の二次側以降の電線路については、責任をもって保安監督してください。また、現場責任者あるいは保安要員は、電気工事中及び電気使用中は必ず会場内で待機し保安の確保に努めてください。
- ・臨時配線を床上等損傷を受ける恐れのある場所に施工する場合は、適当な防護措置を施してください。特に設営、撤去作業中においては、作業用の電気配線を含め、作業足場等により、損傷を受けないように措置してください。
- ・電気工事業者は、電気工事完了後、送電に先立ち自主検査をおこなって安全確認し、絶縁抵抗測定を実施した後に検査結果を報告し、電気設備担当者の確認を受けてください。施設管理上又は安全を確保するため、施工方法について指示したときは、その指示に従ってください。
- ・事故が発生したときは、速やかに応急処置を行なうとともに、電気設備担当者に連絡してください。
- ・送電停止及び撤去作業終了時は、電気設備担当者の確認を受けてください。
- ・電気工事に伴う配線屑等は、必ず清掃・撤去してください。特に端子盤内には注意願います。

## 原状回復

### 1. 原状回復の実施

イベントスペースの利用が終了しましたら、会場をご利用になる前の状態に現状復旧してください。なお、施設、設備等を破損、汚損した時は、その原状回復に必要な費用をご負担いただきます。

- 後片付け

イベントスペース内及び控室等、催物の開催にあたり利用した場所・物は、全て元通りに復旧してください。

- 清掃

イベントスペース内及び控室等、催物の開催にあたり利用した場所は、全て清掃を行ってください。

- ゴミ処理

催物の開催にあたり発生したゴミは、全て搬出撤去してください。

### 2. 原状回復の確認

原状回復できましたら、ラシック担当者に連絡してください。ラシック担当者が原状回復の確認を行いません。

(注) 原状回復が不十分な場合、やり直しをお願いすることがあります。